

第 14 回教育委員会

令和 4 年 8 月 9 日
午後 3 時 30 分
市会第 6 委員会室

案 件

議案第74号

大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について

議案第74号

大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について

1. 委嘱

令和4年9月9日付をもって、大阪市学校適正配置審議会委員を委嘱する。

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
別紙委員名簿のとおり				

2. 説明

令和4年9月8日付の任期満了に伴い、一本松三雪氏、柏村貴一郎氏、片山紀子氏、田中真秀氏、中西啓喜氏、長谷川葵氏、山下晃一氏を新たに委員として委嘱する。その他の委員については、再委嘱する。

任期については、大阪市学校適正配置審議会規則第3条第1項の規定により、いずれも令和4年9月9日から令和6年9月8日までの2年間とする。

大阪市学校適正配置審議会 委員名簿 (50音順) (案)

委員を委嘱する者

太字は新規委嘱

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
一本松 三雪	大阪市社会福祉協議会評議員	教育委員会が適当と認める者	令和4年9月9日 ～ 令和6年9月8日	新規委嘱
植松 利晴	帝塚山大学教育学部こども教育学科講師	学識経験のある者		再委嘱
柏村 貴一郎	大阪市PTA協議会副会長	教育委員会が適当と認める者		新規委嘱
片山 紀子	京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授	学識経験のある者		新規委嘱
喜多村 操	大阪市地域女性団体協議会副会長	教育委員会が適当と認める者		再委嘱
木村 さやか	産経新聞大阪本社論説委員	教育委員会が適当と認める者		再委嘱
久保 朋子	大阪市PTA協議会副会長	教育委員会が適当と認める者		再委嘱
越村 市二	大阪市地域振興会副会長	教育委員会が適当と認める者		再委嘱
田中 真秀	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科准教授	学識経験のある者		新規委嘱
中西 啓喜	桃山学院大学社会学部社会学科准教授	学識経験のある者		新規委嘱
西野 雄一郎	大阪公立大学大学院工学研究科講師	学識経験のある者		再委嘱
長谷川 葵	弁護士	学識経験のある者		新規委嘱
山下 晃一	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授	学識経験のある者		新規委嘱

(参考)

任期満了となる者

氏名	役職名	大阪市学校適正配置 審議会規則第2条に よる区分	任期
安藤 福光	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准 教授	学識経験のある者	令和2年9月9日 ～ 令和4年9月8日
高橋 直子	弁護士	学識経験のある者	
田村 知子	大阪教育大学大学院連合教職実践研究 科教授	学識経験のある者	
辻野 けんま	大阪公立大学大学院文学研究科准教授	学識経験のある者	
豊原 法彦	関西学院大学経済学部教授	学識経験のある者	
宮本 正路	大阪市社会福祉協議会評議員	教育委員会が適当と 認める者	
山内 憲之	大阪市PTA協議会副会長	教育委員会が適当と 認める者	

委員の略歴

○ 一本松 三雪 (いっぽんまつ みゆき) 氏

〈 現職 〉 大阪市社会福祉協議会評議員

〈 主な略歴 〉

大阪市民生委員児童委員協議会副会長

天王寺警察協議会会長

天王寺区選挙管理委員

○ 柏村 貴一郎 (かしむら きいちろう) 氏

〈 現職 〉 大阪市PTA協議会副会長

〈 主な略歴 〉

浪速区青少年指導員連絡協議会副会長

浪速区納税協会青年部会副部会長

難波元町小学校学校協議会会長

難波地区社会福祉協議会会長

○ 片山 紀子 (かたやま のりこ) 氏

〈 現職 〉 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授

〈 主な略歴 〉

国士舘大学文学部准教授

○ 田中 真秀 (たなか まほ) 氏

〈 現職 〉 大阪教育大学大学院連合教職実践研究科准教授

〈 主な略歴 〉

平成25年 国立教育政策研究所非常勤職員

平成25年 兵庫教育大学特命助教

平成26年 川崎医療福祉大学助教

平成31年 大阪教育大学特任准教授

令和4年 大阪教育大学准教授

○ 中西 啓喜 (なかにし ひろき) 氏

〈 現職 〉 桃山学院大学社会学部社会学科准教授

〈 主な略歴 〉

平成27年 早稲田大学人間科学学術院助教

平成30年 早稲田大学人間科学学術院講師（任期付き）
平成31年 立教大学社会学部助教
令和3年 桃山学院大学社会学部准教授

○ 長谷川 葵（はせがわ あおい）氏

〈現職〉 弁護士（色川法律事務所）

〈主な略歴〉

平成22年 色川法律事務所入社
平成26年 企業に出向
令和元年 出向先から色川法律事務所に復帰

○ 山下 晃一（やました こういち）氏

〈現職〉 神戸大学大学院人間発達環境学研究科

〈主な略歴〉

平成10年 日本学術振興会特別研究員
平成12年 和歌山大学教育学部講師、助教授
平成19年 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授
令和3年 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

○大阪市学校適正配置審議会規則

昭和53年7月27日

(教)規則第22号

改正 平成25年3月29日(教)規則第19号

大阪市学校適正配置審議会規則を公布する。

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年大阪市条例第35号)第2条第1項の規定により、大阪市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日(教)規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

【抜粋】

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭和28年4月1日 条例第35号

最近改正 令和4年3月2日 条例第3号

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
省		略
教育委員会	大阪市学校適正配置 審議会	小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭和53年5月31日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和53年7月27日）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附則（令和4年3月2日）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。